

草刈り機による作業やテントの設営には万全の対策を！

【事例1】環境整備作業中、草刈り機の跳ね石によって他の会員の車に傷が付いた。

【事例2】環境整備作業中、草刈り機の跳ね石によって学校施設の窓ガラスを割ってしまった。

⇒本年度、上記のような事故がありました。これが近くにいる人の顔（特に目など）に当たっていたらと考えると、ぞっとします。

- ①ネットやシート等を張る
- ②周りに人がいないかを常に確認しながら作業する
- ③動かせる車等は別の場所へ移動させておくなどの対策をお願いします。



【事例3】9月、大垣市内中学校で体育大会中にテントが突風で飛ばされ、生徒が怪我をし救急車で運ばれた。

⇒この事故をきっかけに、テントの設営方法を見直された学校・P T Aが多かったのではないのでしょうか。



左下の写真のように、支柱に直接重りをかけるなど、強風対策をする必要があります。

- ①支柱に直接金属の重りをはめ込む
- ②支柱に「土嚢（袋）」をぶら下げる
- ③支柱に「水を入れた専用袋」をぶら下げる



このように、様々なタイプの「重り」があるようです。

これらはアスファルトの上でも使用でき、それぞれの支柱に重りを掛けるタイプです。

ロープで止めると足を引っかけて転ぶなどの危険が伴うため、このような対策をしている学校が多いようです。

事故発生を未然に防止するための安全対策をお願いします。

本年度の報告事例から

(1) 辞退事例が数件あった

- ・通院日数が1日で終わってしまったため、給付対象（通院2日以上）とならなかった。
- ・災害発生直後に報告書を作成されたが、後日になって、「医療見舞金は要りません」と本人が辞退されてしまった。

「災害報告書」は発生後1ヶ月以内に提出となっています。被災者との連絡を密にいただき、「災害報告書」を作成していただけるようお願いします。

(2) ドッジボールやソフトバレーボール等での怪我が多かった

ア. スパイク後、着地した際に足を捻った。

イ. ジャンプ後の着地の際、ふくらはぎを痛めた。

ウ. レシーブをした際、膝を痛めた。転倒し怪我をした。

※準備運動に時間をかけ、ケガ防止に努めてください。



エ. ブロックした際、相手の手が当たり、小指を骨折した。

※上記エの事例では、スパイクした方へ損害賠償を求めることはできません。

「スポーツ活動中の会員同士の衝突によるケガやメガネなどの破損」に相当するためです。（給付会手引P23の「支払いできない主な場合」を参照）

この事案では、「医療見舞金給付対象」として、後日「災害報告書」を提出していただきました。

『P T A 24 保険』のご案内

自転車事故による賠償事故が増えています。充実した補償の『P T A 24 保険』への加入をご検討ください。（詳細については、取扱代理店（株）ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください）